

静岡県告示第902号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月10日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(1)のアの表株式会社静岡銀行本店の項所属の公金収納代表店及び公金収納店の欄中「富士信用金庫伝法支店」を削る。

2の(3)のエの表富士信用金庫伝法支店の項を削り、同表しずおか焼津信用金庫藤枝支店の項所在地の欄中「田沼3丁目20番20号」を「前島2丁目29番12号」に改め、同表しずおか焼津信用金庫前島支店の項所在地の欄中「田沼3丁目20番20号」を「前島2丁目29番12号（藤枝支店内）」に改める。

附 則

この告示は、令和3年12月13日から施行する。ただし、富士信用金庫伝法支店に係る改正規定は、令和3年12月17日から施行する。